

競争参加者の資格に関する公示

善通寺（８）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年９月１１日

中国四国防衛局長 深和 岳人
(公印省略)

１ 件名 善通寺（８）施設最適化総合設計に係る技術協力業務

２ 履行場所 香川県善通寺市

３ 業務概要 本業務の概要は以下のとおり。

四国地区（７）隊舎新設等総合設計（善通寺）等の施設最適化総合設計業務に対し、施工者の観点から技術提案等を行うもの

主な施設

建替施設（建替え後の施設）

・隊舎（RC-５ 約8,300㎡）ほか20棟、計 約25,640㎡

改修建物

・隊舎（RC-８ 約8,200㎡）ほか21棟、計 約16,640㎡

解体建物

・隊舎（RC-３ 約4,800㎡）ほか35棟、計 約21,630㎡

基地内幹線ユーティリティー式

注）防衛省施設建設工事電子入札システムセンターに対象施設の一覧表を掲載しています。

掲載場所

調達機関：防衛省

部局：整備計画局

４ 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

(1) 交付期間 令和８年９月１１日から令和９年２月９日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後６時まで。ただし、最終日は正午まで。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5 申請書の提出

- (1) 提出期間 令和8年9月11日から令和8年10月13日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで（正午から午後1時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。なお、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和8年10月13日正午までに必着とする。

なお、令和8年10月14日以降も当該案件に係る優先交渉権者の選定日まで随時受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国四国防衛局総務部契約課契約審査第2係

TEL 082-223-7233

FAX 082-222-3027

メールアドレス keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記6(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和8年9月11日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する説明書の様式第2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする（最大7者）。

ア 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」の「A」（1,200点以上）かつ測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」の「C」以上の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けて

いること。)

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」の「B」(830点)以上の格付けもしくは「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかの「B」(780点)以上の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。

ただし、代表者以外の構成員に、「建築一式工事」又は「土木一式工事」のいずれか「A」(990点以上)の格付けを有する者を1者以上含むこと。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

イ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 上記1に示した案件に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成23年度以降公示日までに、元請け又は防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完成又は引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延面積3,000㎡以上(1棟当たり)の新設建築工事を施工した実績を有すること。

代表者以外の構成員は、平成23年度以降公示日までに、元請け又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成又は引渡しが完了した国内における工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設又は改修に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事の実績、又は土木工事(面積・構造は問わない)の実績を有すること。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、平成23年度以降公示日までに、元請け又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成又は引渡しが完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設又は改修に係る建築工事の実績、又は土木工事(面積・構造は問わない)の実績を有する者とする。

イ 建設業法の建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事又は電気通信工事のいずれかにつき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 代表者は、建築一式工事に係る次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を、令和8年度以降の予算で執行予定の当該工事に専任で配置できること。

(ア) 監理技術者等は、1級建築施工管理技士、一級建築士又はこれらと同等以上

の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格証および監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する監理技術者等は、平成23年度以降公示日までに、次の①又は②のうち、いずれかの経験を有する者であること。

①元請けとして、完成又は引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設建築工事を施工した経験を有する者であること。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

②総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設建築工事の経験を有する者であること。

ただし、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

(ウ) 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(エ) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

エ 特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

(ア) 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

(イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、プロポーザル方式に関する説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記5により申請することができる。この場合、上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。
ただし、当該案件の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「善通寺（８）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 最適化事業建設共同企業体」とする。
- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。